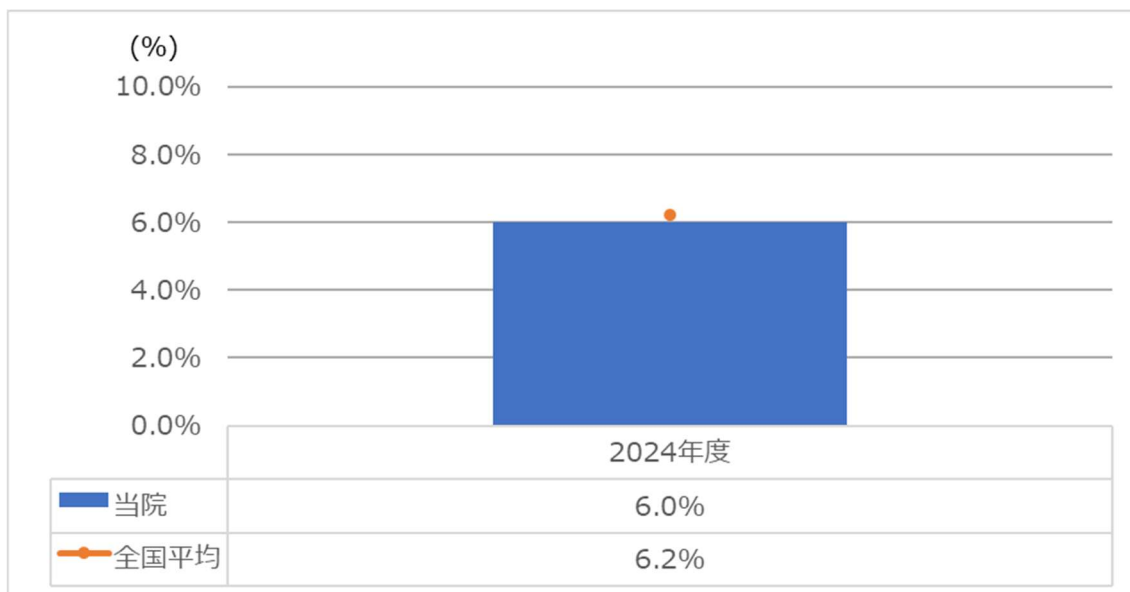


指標22 身体的拘束の実施率(厚労省 病院指標)



<定義>

分子	：	分母のうち、身体的拘束日数の総和
分母	：	退院患者の在院日数の総和
期間	：	2024 年度
対象	：	上記期間の退院患者

<解説>

身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。

身体的拘束は原則、実施されるべき行為ではありませんが、高度急性期病院では生命に直結するような医療処置がなされていることも多く、意識障害があり状況認識ができない場合など、患者状態によっては一時的に身体的拘束を必要とすることがあります。

当院では、「身体拘束最小化のための指針」の中で身体校則の原則禁止を掲げ、身体拘束の最小化に取り組んでいます。院内に身体拘束最小化チームを設置し、身体拘束の実施状況の把握と職員への定期的な周知、また身体拘束最小化に向けたラウンドなどを行っています。

※ 本データは厚生労働省提出用のDPCデータを基に作成されています。また、全国平均の値については、当院が参加している「医療の質と経済性に関する実態調査【京都大学大学院 QIP 事業】」における「医療の質の指標」の計測結果(事業に参加する全国の病院の平均値)を用いています。

【参考 URL】

<http://www.kch.kagoshima.jp/about/qip.html>(当院の QIP 参加について)

<http://med-econ.umin.ac.jp/QIP/acts.html> (QIP における計測結果)